

令和6年度 税制改正事項（林野関係）

- 1 森林環境譲与税の譲与基準について、私有林人工林面積の譲与割合を5/10から55/100とし、人口の譲与割合を3/10から25/100とする。（森林環境譲与税）
- 2 軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を3年延長する。（軽油引取税）
- 3 山林所得に係る森林計画特別控除（収入金額の20%の控除等）の適用期限を2年延長する。（所得税）
- 4 輸出促進法に基づく輸出事業計画の認定を受けた場合の輸出事業用資産の割増償却について、見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。
(所得税・法人税)
- 5 バイオ燃料製造事業者が取得したバイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置（3年間、1/2控除等）について、木質固形燃料製造設備に係る課税標準を価格の3/4とした上、その適用期限を2年延長する。（固定資産税）
- 6 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の非課税措置の適用期限を1年延長する。（印紙税）

【財務省等5府省庁共管】